

議第5号

高山市職員退職金条例を廃止する条例について

高山市職員退職金条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市職員退職金条例に基づく年金等の支給対象者がいなくなったため制定しようとする。

高山市職員退職金条例を廃止する条例

高山市職員退職金条例（昭和24年高山市条例第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（高山市職員の給与に関する条例の一部改正）

2 高山市職員の給与に関する条例（昭和36年高山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（給料の支給）</p> <p>第8条・第9条 （略）</p> <p>第10条 <u>死亡した職員の給料は、その遺族に支給する。遺族のないときは、葬儀を行う者に支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の遺族の範囲及びその順位については、高山市職員退職金条例（昭和24年高山市条例第1号）に規定する遺族一時金の支給の例による。</u></p>	<p>（給料の支給）</p> <p>第8条・第9条 （略）</p> <p>第10条 <u>削除</u></p>